

短時間型デイサービスにおける短期集中予防プログラムについて（案）

1 短期集中予防プログラムの事業スキーム

（１）短期集中予防プログラム加算（仮称）の設定

令和 6 年 4 月からの短期集中運動型デイサービスの短時間型デイサービスへの統合に当たり、短時間型デイサービスにおいて、現行の短期集中運動型デイサービスにおいて実施しているプログラム（以下「短期集中予防プログラム」という。）を実施した場合に算定できる「短期集中予防プログラム加算（仮称。以下同じ。）」を設定する。

（２）算定要件

次に掲げる全ての要件を満たした場合に算定できることとする。

ア リハビリ職（※）が、利用者のサービス終了後の「望む生活」を目標に設定した短期集中予防計画を作成し、利用者に交付するとともに、介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センターに提出すること。

イ 短期集中予防プログラムとして、原則 3 か月間、次の取組を実施すること。

- ・ 週 1 回又は週 2 回程度、リハビリ職（※）が利用者に対し、サービス終了後も利用者自身が居宅で取り組めるセルフケアの方法を指導する。
 なお、サービス提供に当たり、最低 1 回は利用者の居宅を訪問し、居宅及び地域の状況を確認することとする。
- ・ 個人ごとのセルフマネジメントシートを使用して、利用者としリハビリ職（※）が、利用者が自宅でできる取組を設定し、利用者が自らの実践状況を記録し、来所時にリハビリ職（※）が個別面談により確認する。面談時には、1 週間の振り返りを行うとともに、次週の取組の確認を行う。

なお、必要に応じて、運動器の機能向上を目的としたプログラムを実施することとするが、必須要件とはしない。

※ 短期集中予防計画を作成し短期集中予防プログラムを実施するリハビリ職の要件（本要件に適合するものとして本市に届け出を行うこと。）

資格要件	配置要件
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は市長が短期集中予防プログラムを実施するために必要な専門的知識を有すると認めた者（リハビリテーション科医を想定）	短期集中予防プログラム中に 1 以上 （利用者 10 人につき 1 以上が望ましい） ※兼務可。非常勤可。外部連携も可。

ウ 短期集中予防プログラムを実施する利用者数及びそのうち 6 か月以内に当該プログラムを終了した者等の数を年 1 回本市に報告すること（報告された内容については、本市において公表する。）。

2 短期集中予防プログラム加算の報酬体系

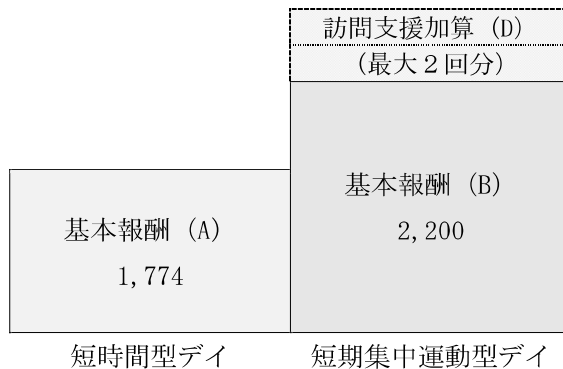
(1) 加算単価

現行の短時間型デイサービスと短期集中運動型デイサービスの基本報酬の差額に、訪問支援加算4回分を加えた額とする。

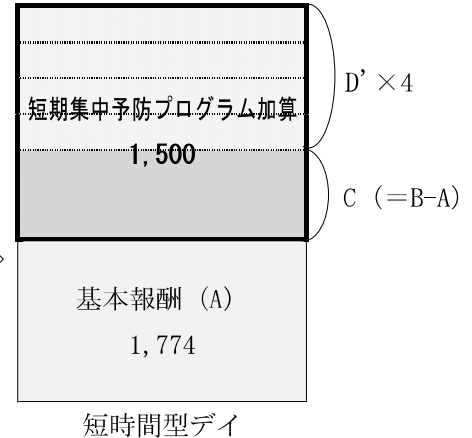
現行の短期集中運動型デイサービスにおいて、セルフケア指導を行った場合に算定できるもの。

【週2回、入浴なし、送迎なしの場合（月額）】 ※単位数は令和6年度（案）

＜現行＞



＜統合後＞



- ・ 短時間型デイサービス（週2回、入浴なし、送迎なし）… 1,774 単位（A）
- ・ 短期集中運動型デイサービス（週2回、入浴なし、送迎なし）… 2,200 単位（B）
- ・ 差額（B-A）… 2,200-1,774=426 単位（C）
- ・ 訪問支援加算（1回当たり）…298（D）×0.9※=268 単位（D'） ※移動コスト分の減算（同一建物減算見合い）
- ・ 短期集中予防プログラム加算（C+D'×4）…426+268×4≒1,500 単位

(2) 他の加算との調整

短時間型デイサービスに係る加算のうち、現行の短期集中運動型デイサービスにおいて算定できないものについては、統合後、短期集中予防プログラムを実施する場合でも算定できることとするが、生活機能向上グループ活動加算及び生活機能向上連携加算については、短期集中予防プログラム加算との二重評価に該当するため、短期集中予防プログラム加算との同時算定を認めない。

	現行		統合後 短期集中予防プログラム加算との同時算定
	短時間型デイ	短期集中運動型デイ	
① 現行の短期集中運動型デイサービスにおいても算定可			
栄養アセスメント加算	○	○	○
栄養改善加算	○	○	○
口腔機能向上加算	○	○	○
科学的介護推進体制加算	○	○	○
② 現行の短期集中運動型デイサービスにおいては算定不可			
選択的サービス複数実施加算	○	—	○
→一体的サービス提供加算【新規】	○	—	【廃止】
事業所評価加算	○	—	○
看護職員配置加算	○	—	○
サービス提供体制強化加算	○	—	○
口腔・栄養スクリーニング加算	○	—	○
介護職員処遇改善加算	○	—	○
介護職員等特定処遇改善加算	○	—	○
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	—	○
生活機能向上グループ活動加算	○	—	×
運動器機能向上加算	○	—	【廃止】
生活機能向上連携加算	○	—	基本報酬に包括化
			×

(3) サービスを再開した場合の対応

現行の短期集中運動型デイサービスの利用者が、サービス終了後、再度、改めてサービスを利用する場合、当初のサービス終了後6か月の間は、短期集中運動型デイサービス費を算定できないこととしている。

統合後、短期集中予防プログラム加算を一度算定した利用者が、再度、短期集中予防プログラムを実施した場合は、自立支援加算（介護予防ケアマネジメントの加算）における取扱いに合わせ、当初の加算算定終了後1年間は、再度加算の算定ができないものとする。

4 経過措置について

令和6年3月末時点で短期集中運動型デイサービスの指定を受けている事業所については、令和6年3月末時点の当該サービスの利用者が当該サービスの利用を終了するまでの間に限り、現行の取扱いを継続する。

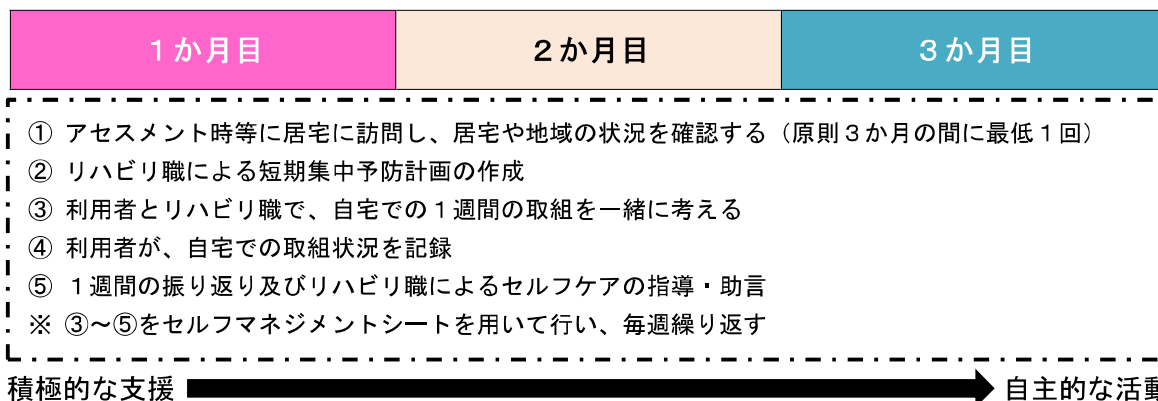
5 今後のスケジュール

年月	内容
令和6年 3月	・「短期集中予防プログラム加算」の単価及び算定要件を含む総合事業の令和6年4月報酬改定の内容を公表
令和6年 4月	・総合事業要綱の施行（「短期集中予防プログラム加算」の設定を含む報酬改定の内容）

短期集中予防プログラムのイメージ

★開始

★終了



段階		ステップ1	ステップ2	ステップ3
サービス提供内容（例）	運動	<コンディショニング> - 筋肉等の組織を徐々に慣らすための運動 - 基礎体力の強化 - 運動習慣の定着	<筋力向上> - 負荷を漸増させたやや高い水準の運動 - 応用的な筋トレ - 具体的な動作確認 - 自主トレの継続	<機能的運動> - 日常生活で必要とする複雑な動きを想定した運動 - 自宅での運動継続のための助言 - 目標の達成状況確認
	コーチング	<セルフケア指導> - 居宅・地域の課題の把握 - サービス提供内容の検討 - 自身についての理解 - セルフケアの指導・助言	<セルフケアの習慣化> - 改善状況の確認 - 必要に応じてサービス提供内容の再検討 - セルフケアの定着支援 - 社会参加意識の向上	<終了後を見据えた支援> - 生活課題の改善状況の確認 - セルフケアの定着状況確認 - 社会参加・就労的活動の支援 - 今後の生活の相談・確認・助言
	（加算対象）その他	- 身長・体重測定 - 栄養相談 - 口腔清掃指導	- 栄養指導 - 口腔体操・咀嚼・嚥下訓練 - 発音・発声訓練	- 買い物同行・調理実習 - 口腔健康維持のための助言

短期集中予防プログラムの1日のプログラム例

開始  終了	準備 （10分）	健康状態の確認、バイタル測定、当日のプログラムの説明 など
	- 運動 - コーチング （60分）	- セルフマネジメントシートを活用し、利用者が自宅で取り組んだ内容の振り返り及びリハビリ職によるセルフケアの指導・助言 - 次1週間の自宅での取組について目標を設定 - 宿題の運動などを自己練習 - 体力測定
	- ストレッチ - リラゼーション （10分）	- 整理体操 - 運動後のクールダウン
	学習等 （10分）	- 当日の運動を踏まえた、日常生活についての助言 - 次回以降のプログラムの紹介 など

セルフマネジメントシート（案）

氏名	3 か月後の私の姿（目標）
----	---------------

日付	曜日	体調	自宅で毎日取り組むこと（目標回数など）				ひとこと日記
			①	②	③	④	

1 週間の振り返り	来週の目標
-----------	-------

実施日	担当者資格 理学療法士・作業療法士 言語聴覚士・その他（ ）	担当者	担当者メッセージ	居宅訪問日（複数あれば全て）
-----	---	-----	----------	----------------